



事件番号 令和2年(ハ)第18号
損害賠償請求事件
原告
被告

被告意見書に対する意見書

令和2年2月18日

名古屋簡易裁判所民事1係御中

原 告 ○ ○

第1 本意見書の趣旨

本件を名古屋地方裁判所に移送するとの申立てを却下する。
との決定を求めます。

第2 被告意見書に対する意見

原告は、令和2年2月14日付被告意見書を同年同月18日に受領
したので、当該意見書に対する意見を下記のとおり申し述べます。

記

ア a 本件は、令和2年2月12日付移送申立書に対する意見書に記載の
とおり、本件被告の行為は、原告の評価をおとしめ、かつ、風評被害
をもたらし、ならびに原告の基本的人権を侵害したことに対する慰謝
料を求める趣旨である。

b 本件被告の立場でいえば、本件被告は不詳な人と秘密について相談
して、被告又は原告もしくは両者が他の教室へ異動すれば終わりにな
ったはずの秘密を、令和2年2月12日付移送申立書に対する意見書
で述べたとおり、被告の主觀で「(原告を)絶対やめさせたほうがいい、
やめさせてください」と、異動で終わりにできず一線を越えてしまった
ことによる慰謝料が発生する。確かに、それ以後の責任の所在は本件被

告にはないと解されるところである。それ以前とは、すなわち、原告を辞めさせてくださいと嘆願し、原告の人権を侵害する噂を流布したこと、それによって原告は相当の損害を被った。その損害は本訴にて取り扱えばよい。一方で、当該秘密を悪用・改竄した後の責任について取り扱いたいのであれば、名古屋地方裁判所に係属している事件で、まだ答弁書すら提出していないのだから取り扱えばよいと解すべきである。

c それ以後の責任とは、厳密にいえば、解雇との関連があるといったのは、他方被告であるのだから、その秘密を改竄して悪用した以降のこととともに、他方事件で取り扱えばよいと解すべきである。ただし、共同不法行為であるならば…というときについて、当該意見書で述べたとおりである。

イ すなわち、結論からいえば、本件甲第3号証は被告会社又は本件被告と被告会社の共同不法行為により捏造された書証であり、さらに、本件甲第4号証は、わずか4分間ほどの「やらせ」といえる。被告会社には執行役員が存在することを耳にしたことがないから、おそらく架空の人物であろう。同様に甲3号証においても書証をみる限りにおいて不詳な人である。したがって、被告会社は責任をとるべき人の氏名を伏せているか架空の人物又は既に辞めた、一方で、仮説ではあるが、同じ立場で同僚でもある本件被告に対して被告会社は、その最終的な責任をなすりつけるために、併合をもとめている可能性が否定できない。

ウ そもそも原告は、当該書証が捏造される前と捏造された以後において

各責任の所在を区別して論ぜられるべきものとして本訴申立てをおこなったのであるから、捏造前の損害は本訴にて、捏造後の損害は他方事件において論ぜられるべきものと区別している。

- エ a さらにいえば、事実であるかどうかは別として、およそ原告の（私的な）アイデンティティや基本的人権にかかわる性向及びセクシャリティについて等と（公的な）会社における業務遂行力等とは、同じ次元で論ぜられるべきものでなく、私的なことについて本件被告及び被告会社にとやかく論ぜられる筋合いにはないというべきである。
- b 被告のいずれの主張も客観的な根拠がなく、主観的な評価やごく一部の人間による評価や言動が原告のすべてであるがのごとく、針小棒大にその主張を述べているに過ぎないばかりか、概ね捏造した書証及び瑕疵ある意思表示もしくは要素の錯誤があるものに基づく主張である。
- c たとえば、一点め、根拠のない原告の性向、セクシャリティ及び病気について言及される筋合いにない。しかるべき人による客観的な評価が存在するのであろうか。
- d 現段階において被告から他方事件の答弁書の提出もなく、関連事件である令和元年(労)第137号事件の答弁書においても立証がなされていない、労働審判手続期日においては当該書証の原本の提示がなかつたため、取り扱われなかつたではないか。繰り返しになるが、したがって、「ここまで言われてなぜ名誉毀損で訴えないのか。」といわれ

たのは原告であり、その時点で当該問題と解雇との関連性は否定され、終わった話にすべきであったというべきである。

e　原告は、被告の自宅に無断侵入することはできないし、下半身を露出した状態で「古川くんとは相性が合いそうだ。やろうよ。」とは言っていないし、被告に対して性的な関係を要求していない。繰り返しになるが、根拠のない私的なことを公的なことと玉石混交されて同じ次元で論ぜられるべきものでなく、被告意見書記載の事実に対する認識は、事実関係の被告の解釈誤りに基づくものである。

f　したがって、被告及び被告訴讼代理人の原告に対する言動は、原告のアイデンティティ及び基本的人権を侵害するものであり、被害者は原告であり、加害者が被告及び他方事件被告ならびに訴訟代理人松林智紀であると解すべきである。

オ　したがって、移送・併合すべき理由はないと解すべきである。

以上